農業の経営所得安定対策等については、農業経営収入保険制度や収入減少影響緩和対策等により担い手の農業経営の安定を図るとともに、水田活用の直接支払交付金等により高収益作物への転換や水田の畑地化等を一層推進することとしている。

農業の基盤整備については、生産性・収益性等の向上のための水田の畑地化や農地の大区画化、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化や防災・減災対策等を推進することとしている。

林野関係については、森林資源の循環利用と適正な管理を推進するとともに、森林の集積・集約化の推進、木材等の付加価値向上・需要拡大や花粉症対策等を支援することとしている。

水産関係については、激変する海洋環境に対応した資源調査・評価の推進、新たな操業体制の構築や資源管理に取り組む漁業者に対する経営安定対策等を支援することとしている。また、外国漁船の違法操業に対する取締り等を実施することとしている。

⑨　治安対策

警察活動による治安対策として、警察庁予算は、７年度当初予算額に対して５億円（0.2%）増の2,879億円を計上している。

具体的には、サイバー対処能力強化法及び同整備法の施行に向け、サイバー警察局及びサイバー特別捜査部の充実強化をはじめとする人的・物的基盤の強化を図るなど、組織の総合力を発揮した効果的な対策を推進することとしている。

匿名・流動型犯罪グループ対策については、特殊詐欺やＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺を含む様々な犯罪への関与がうかがわれる匿名・流動型グループの弱体化・壊滅に向けて、実態解明に資する分析や取締り態勢の強化、諸外国との連携強化といった対策を推進することとしている。

警察基盤の充実強化については、採用活動の強化や警察学校の建替・改修による環境を改善するなどの諸施策を行うこととしている。

再犯防止対策の推進については、法務省予算として、７年度当初予算額に対して12億円（7.0%）増の176億円を計上している。

具体的には、刑務所出所者等の再犯防止対策等を強化するため、施設内処遇として、拘禁刑下における処遇の充実等を行うとともに、社会内処遇として、保護司、更生保護施設等の民間協力者と協働した息の長い支援等を実施するための経費を計上している。

このほか、尖閣諸島周辺海域をはじめとする我が国周辺海域をめぐる状況への対応については、海上保安庁予算として、７年度当初予算額に対して178億円（6.4%）増の2,953億円を計上している。また、海上保安庁情報システム関係経費のうちデジタル庁計上分を加えた額は、７年度当初予算額に対して180億円（6.4%）増の2,971億円となる。

具体的には、「海上保安能力強化に関する方針」（４年12月16日海上保安能力強化に関する関係閣僚会議決定）に基づき、大型巡視船等の整備や、無操縦者航空機等の新技術の積極的な活用などとともに、国内外の関係機関との連携・協力を強化し、我が国の領土・領海の堅守等の諸課題に対応することとしている。

⑩　地方財政

８年度の地方財政については、骨太方針2024等を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、６年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとしている。また、臨時財政対策債の発行額を７年度に引き続きゼロとするとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金償還を前倒しするなど、地方財政の健全化を図ることとしている。

一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる地方交付税交付金は、７年度当初予算額に対して13,830億円（7.4%）増の200,622億円、地方交付税交付金と地方特例交付金を合わせた地方交付税交付金等は、７年度当初予算額に対して20,050億円（10.6%）増の208,778億円となっている。

地方特例交付金については、「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平11法17）に基づき、軽油引取税減収補塡特例交付金、自動車税減収補塡特例交付金、軽自動車税減収補塡特例交付金及び地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金を新たに措置することとしている。その際、これらの新たに措置する地方特例交付金と同額相当である地方交付税交付金7,000億円の減額を行うとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金残高のうち7,000億円を一般会計に承継することとしている。

また、交付税及び譲与税配付金特別会計から地方団体に交付される地方交付税交付金（震災復興特別交付税を除く。）については、７年度に対して12,274億円（6.5%）増の201,848億円を確保している。

⑵　特別会計

「財政法」（昭22法34）第13条第２項においては、

(I)　特定の事業を行う場合、

(II)　特定の資金を保有してその運用を行う場合、

(III)　その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合

に限り、法律により特別会計を設置するものとされている。

８年度においては、特別会計の数は次の14となっている。

（特別会計一覧）

・交付税及び譲与税配付金特別会計（内閣府、総務省及び財務省）
・地震再保険特別会計（財務省）
・国債整理基金特別会計（財務省）
・外国為替資金特別会計（財務省）
・財政投融資特別会計（財務省及び国土交通省）
・エネルギー対策特別会計（内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省）
・労働保険特別会計（厚生労働省）
・年金特別会計（厚生労働省）
・子ども・子育て支援特別会計（内閣府及び厚生労働省）
・食料安定供給特別会計（農林水産省）
・国有林野事業債務管理特別会計（農林水産省）
・特許特別会計（経済産業省）
・自動車安全特別会計（国土交通省）
・東日本大震災復興特別会計（国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、防災庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省）

各特別会計の経理する内容は、それぞれ異なるものであるが、８年度予算における各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、441.7兆円である。このうち、会計間の取引額等の重複額等を控除した特別会計の純計額は、216.2兆円である。

この216.2兆円には、国債償還費等88.8兆円（７年度当初予算比3.0兆円増）、社会保障給付費81.2兆円（同2.3兆円増）、地方交付税交付金等（地方譲与税等を含む。）24.3兆円（同2.7兆円増）、財政融資資金への繰入13.0兆円（同3.0兆円増）が含まれており、純計額よりこれらを除いた額は8.8兆円となっている。さらに、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費0.5兆円（同0.0兆円減）を除いた額は、8.3兆円となり、７年度当初予算額に対して1.1兆円の増加となっている。